



ダノン ビジネスパートナー様向け行動規範

第1条：範囲と目的

1.1 ダノンは、本規範にてビジネスパートナーとして認識されるサプライヤーや代理店を含むその他第三者機関と公正かつ倫理的関係を構築すること目指しています。

1.2 本行動規範は、全てのダノンのビジネスパートナーに適用されます。

1.3 本行動規範は、ダノンのビジネスパートナーに期待する倫理規範を定義しています。ダノンは、弊社企業行動規範に示されている通り、ビジネスパートナーを公正かつ倫理的に扱うことをお約束致します。

1.4 本規範（または同様規定）の受容と順守は弊社ビジネスパートナーの必須規範です。

1.5 本規範の受容と順守は、ダノンのビジネスを請け負う際に交わすビジネスパートナー合意書で確認が取れているものとします。（同様の指針が提示されていない限り）

第2条：ビジネスパートナー選考手続きと利害相反

2.1 ダノンは、選考手続きの一環として、弊社ビジネスパートナーに対しインテグリティースクリーニングを実施する権利を留保しています。

2.2 ビジネスパートナーは、選考手続き開始前に発生しうる利害相反を申告して下さい。

第3条：贈賄、汚職防止、マネー・ロンダリング、競争法、国際商取引制裁

3.1 ビジネスパートナーは、関連する全ての汚職、マネー・ロンダリング、競争法などの法律に順守することとします。

3.2 ビジネスパートナーは、不正かつ不適切な利益を実際に得るための、またはそのようにみなされるいかなる贈賄及び汚職に関わってはけません。

3.3 ビジネスパートナーは、競争の阻害とみなされる活動に参加をしてはなりません。



3.4 ビジネスパートナーは、法的制限のある国や個人との取引は行わず、関連する全ての国際商取引制裁法に順守しなくてはなりません。

第4条：贈り物及び接待

4.1 ビジネスパートナーは、ダノンの代表として業務に携わっている場合、ダノン従業員やダノンの顧客、またその他関係者（政府高官など）に、額面価格以上の贈り物及び接待をすることは禁止されています。

第5条：人権

5.1 ビジネスパートナーは、各自従業員の人権を守り促進することが求められています。また、公正な雇用主であること、また国際労働機関の主な協定や、奴隷、人身売買を禁ずる法令を含む国際労働基準を尊重することが求められています。

第6条：健康、安全、環境

6.1 ビジネスパートナーは、ダノンの業務においては、健康、安全、環境に適用される全ての法律に順守することが求められています。従業員の健康と安全を守るため、また営業活動による環境への影響を可能な限り軽減するため適切な対策が取られることを期待します。

第7条：監査

7.1 ビジネスパートナーが本行動規範に示された指針に順守しているかどうかを現地監査、書類監査にて確認する権利を留保しています。

第8条：問題提起

8.1 本行動規範やその適用について懸念等がある場合は、ダノンの窓口に直接お問い合わせ下さい。何かしらの理由で内密に別ルートで懸念事項の報告を希望する場合、**DANONE ETHICS LINE (www.danoneethicsline.com)**という専門チャネルも用意しています。このツールは必要であれば、匿名で使用することも可能です。

8.2 誠意をもって真実の報告をした者は、その行為に対する報復措置を受けることがあってはなりません。どの案件も適切に調査が行われ、違反が発見された場合は適切な法的措置が取られます。